

# 個人防護具（PPE）調達及び流通備蓄保管管理業務委託仕様書

京都府（以下「府」という。）が委託する個人防護具（PPE）調達及び流通備蓄保管管理業務（以下「業務」という。）の内容は、以下のとおりとする。

## 1 委託業務の目的

京都府新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、府が備蓄する個人防護具（PPE）を、常時、使用期限が切れないように保ちながら、必要時に円滑に払い出しできるように適切な保管管理を行う。調達は令和8年度～令和11年度に分割して実施し、調達後の保管管理と合わせて「個人防護具（PPE）調達および流通備蓄保管管理業務」として委託する。管理方法については、3に示す流通備蓄の手法により行う。

## 2 委託期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

令和8年度	物資調達・流通備蓄による保管管理
令和9年度	〃
令和10年度	〃
令和11年度	〃
令和12年度	流通備蓄による保管管理

## 3 業務内容

### (1) 府備蓄の調達

委託事業者は、府備蓄用物資として、医療用（サージカル）マスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5品目の物資を調達する。求める製品性能等については（別紙）の基準を満たすものとする。調達は令和8年度～令和11年度に分割して行い、調達数量は次のとおりとする。

（単位：枚）

	医療用（サージカル）マスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
R8	131,600	8,200	19,500	10,628	376,900
R9	131,600	8,200	19,500	10,628	376,900
R10	131,600	8,200	19,500	10,627	376,900
R11	131,600	8,200	19,500	10,627	376,900
合計	526,400	32,800	78,000	42,510	1,507,600

## (2) 府備蓄の保管管理

(1) により調達した物資を契約終了までの間、流通備蓄により保管管理を行う。保管場所については、事業者において流通備蓄が実施可能な倉庫（自社倉庫等）を近畿圏内に用意すること。

## (3) 流通備蓄とは

委託事業者の取引過程で物資を新陳代謝させながら常に必要量を確保する方法をいう。具体的には、次に例示した流れを想定しているが、使用期限が切れないように管理できる方法であればこの限りではない。

- ① 医療機関からの発注に対し、府備蓄の在庫から出庫し（最も期限の短いもの、ロットが古いもの）、納品する。
- ② ①と同量（最も期限の長いもの、ロットが新しいもの）を事業者所有の在庫から府備蓄へ補充する。
- ③ 事業者は物資ごとの数量、使用期限等を管理し、①～②を繰り返し行う。この一連の流れによる新陳代謝を「流通備蓄」とし、必要な経費を委託料（保管管理料）として支払う。なお、新旧の入れ替えに際しては、備蓄量を下回らないようにすること。

## (4) 流通備蓄における入れ替え回数と使用期限について

契約期間中の入れ替え回数は指定せず任意とするが、使用期限まで常に1年以上は残った状態となるよう管理すること。

## (5) 流通備蓄における同等品の取り扱いについて

流通備蓄においては同一商品の入れ替えを原則とするが、後継品など合理的な理由により変更することは差し支えない。その場合は事前に府の承認を得ること。

## 4 納期

令和8年度は令和9年3月5日まで、令和9年度～令和11年度については各年度の2月末までに保管場所への納品を完了すること。

なお、災害等により納期が間に合わない恐れがある場合は、速やかに府に報告し、必要な指示を受けること。

## 5 保管場所の環境条件

保管場所の環境条件については、常温常湿度の範囲内とするが、倉庫内温度 25℃以上湿度 70%以上が測定される場合は送風機による空気の循環と除湿器による結露を防ぐ措置を行うこと。また、天候の変化により結露が発生しやすくなる条件下や湿度が高い地域にある保管場所については、目視による巡回を強化すること。

## 6 物資の所有権

物資の所有権は購入した時点で府が持つこととなる。したがって、流通備蓄を行うにあたっては、所有権は府が保持したまま、民法第666条の消費寄託（※）の考え方を適用することに

より業務を実施するものとする。

※民法第 666 条 受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。

## 7 検査

流通備蓄で管理する物資の品目・数量については常に管理し、府が求めたときは、種類ごとの品目・数量および入れ替え状況を報告するものとする。

## 8 事業報告

委託契約書に基づき、月ごとに委託業務完了報告書を提出するものとする。

## 9 契約期間終了後の物資の取り扱い

契約期間終了後、継続して保管を行わないことが決定した場合には、府が指定する場所へ府備蓄物資を円滑に受け渡しできるよう協力すること。

## 10 新興感染症発生時の供給体制

新興感染症の発生時は、府備蓄の物資を府内医療機関へ迅速に供給（配送）する必要があることから、その際は出荷作業等に積極的に協力すること。なお、配送業務は別契約とする。

## 11 府備蓄物資の供給後の補充について

新興感染症が発生し府備蓄物資を医療機関等へ供給した際は、府から別途調達を依頼（別契約を締結）し補充することとする。

## 12 留意事項

- ・委託業務を統括する責任者を置き、府と常時連絡が取れる体制とすること。
- ・委託業務内容は、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- ・委託業務の実施にあたっては関係法令等を遵守すること。
- ・委託業務にかかる経理を明らかにするために、他の経理と区別して会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、全ての証拠書類は委託業務が終了した年度の翌年度から 5 年間保存しておくこと。

## 13 その他

委託業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせることは認めない。なお、業務の一部を委託し又は請け負わせる場合については、事前に書面により申し出を行い、府の承諾を得るものとする。

(別紙)

## 製品性能に関する基準

### (1) 全ての製品に共通する基準

- ・不良品でないものであること。
- ・使用推奨期間が製造後5年間以上であること。

### (2) 各物資ごとに求める基準

#### ①医療用（サージカル）マスク

- ・日本産業規格（JIS）の医療用マスク（サージカルマスクに相当するもの）についての規格「マスクの性能要件及び試験方法【JIS T9001】」クラスⅡ適合品、ASTM-F2100 レベル2 適合品又はEN 14683 Type ⅡR 適合品であること。
- ・単回使用の製品であること。
- ・ゴム紐の装着感に配慮されたものであること。
- ・ノーズワイヤーは、任意の形状に変形させることが容易で、その後の形状が安定しているものとし、非金属のものを推奨とする。
- ・耳掛け式のものであること。
- ・マスクのサイズは平時から医療機関に流通している標準的なサイズ（レギュラーサイズ、ふつうサイズ等）として製造・販売しているもの（JIS(T9001)「医療用マスク及び一般用マスクの性能要件及び試験方法・解説」の「5.1 マスクの大きさの目安」において「普通サイズ」とされているものに概ね沿った大きさであるもの）とする。

#### ②N95 マスク

- ・日本産業規格（JIS）の感染対策医療用マスクについての規格「マスクの性能要件及び試験方法【JIS T9002】」タイプⅠ適合品又はNIOSH 規格 N95 適合品又は労働安全衛生法規格 DS2 適合品であること。
- ・調節式の締め紐がついているもの又はこれと同等のフィット性能を有しているものであること。
- ・排気弁を持たないものであること。
- ・マスクのサイズは平時から医療機関に流通している標準的なサイズ（レギュラーサイズ、ふつうサイズ等）として製造・販売しているものであること。

#### ③アイソレーションガウン

##### 【プラスチックタイプの場合】

- ・耐水性については AAMI（米国医科器械振興会）PB70 レベル2の製品と同等程度であること。JIS L 1092 4級以上の撥水性を有することが望ましい。
- ・生地はエンボス加工されたプラスチック（ポリエチレン等）を使用していること。
- ・長袖で袖口は、サムフックタイプ又はゴムバンドで絞られていること。

- ・割烹着型（前面に開口部がなく、後ろ開きで襟元及び背面を覆うことができるもの。ただし、首元が開きすぎていないこと。）であること。
- ・身体に対し固定する紐等が床につかない程度の長さで付いており、かつ、着脱が容易であること。首を通すことなく脱げるものであること。
- ・丈の長さは 100cm 以上、かつ、身長 150cm の者が着用しても床につかない程度であること。

【不織布タイプの場合】

- ・耐水性については AAMI（米国医科器械振興会）PB70 レベル 2 の製品と同等程度であること。JIS L 1092 4 級以上の撥水性を有することが望ましい。
- ・生地は不織布を使用していること。
- ・長袖で袖口がリブニットで絞られていること。
- ・割烹着型（前面に開口部がなく、後ろ開きで襟元及び背面を覆うことができるもの。ただし、首元が開きすぎていないこと。）であること。
- ・身体に対し固定する紐等が床につかない程度の長さで付いており、かつ、着脱が容易であること。首を通すことなく脱げるものであること。
- ・丈の長さは 100cm 以上、かつ、身長 150cm の者が着用しても床につかない程度であること。

④フェイスシールド

- ・シールド部のサイズは、目、鼻、口がガードできる形状であること。
- ・シールド部の素材は、プラスチック製とし、無色透明で視界が良好であること。
- ・道具などを使用せず組み立てが可能であること。
- ・眼鏡及びマスクと併用が可能であること。
- ・着用時に小走りなどで、ずれが生じないものであること。
- ・対応する者の飛沫が着用者のフェイスガードの内側に入りにくい形状であること。
- ・内側が曇り止め加工をしてあること。
- ・額部分にクッション用スポンジ付き（ポリウレタンフォーム）であること。
- ・マスクにフェイスシールドが付いているタイプであっても問題ないが、上記の基準を満たしていること。ただし、クッション用スポンジがなくても問題ないこと。

⑤非滅菌手袋

- ・指先にフィットする薄手のもので、感触性に優れた形状であること。
- ・素材はニトリル（原材料：石油）であること。
- ・パウダーフリーであること。
- ・一般医療機器（クラス I）検査検診用手袋の届出をしていること。
- ・JIS 規格 T9115、ASTM 規格 D6319 又は EN 規格 EN455 に適合した製品であること（ただし、滅菌処理の必要はない）。
- ・サイズは S、M 及び L とし、割合は概ね 3 : 5 : 2 とすること。